

平城宮跡の初期整備について

内田和伸

I はじめに

平城宮跡研究の嚆矢は江戸時代の末期に北浦定政が「平城宮大内裏跡坪割之図」を著し、平城宮跡は碁盤目状に町割された平城京の中央北寄りに、条坊制による一町（すなわち約133m）で東西・南北ともに八町を占めることを示したことである。近代になると¹、奈良県に赴任していた建築技師で後に東京帝国大学教授になる関野貞が明治32年（1899）1月21日に大黒の芝と呼ばれる土壇を訪れて、そこが大極殿跡でその南の整然と配置された土壇群が朝堂の跡などと推定し、明治33年（1900）元日の奈良新聞に踏査の概要と解釈を公表した。それを受け、明治34年（1901）4月3日には都跡村の有志が大極殿跡に「平城宮大極殿旧址」と記した標木を設置し顕彰した。その後、平安神宮にならって平城神宮を建設すべく平城神宮建設会が設立され、明治38年（1905）には国庫補助も請願したが、創建の見込みは立たなかった。そこで明治39年（1906）には保存運動を牽引した植木商棚田嘉十郎や地元の溝邊文四郎、奈良県技師塙本松治郎、医師石崎勝蔵の四人が主唱者となり、奈良県書記官植石驥二郎らを発起人として平城宮跡保存会を組織した。宮跡保存を主とし、神宮創建は他日を期すとしたが、書記官の異動などで運動は停滞した。

明治43年（1910）は平城奠都千二百年にあたるため、この年の2月、この四人が奈良県知事若林賛蔵他の援助を得て、記念祭典を挙行し大極殿跡に記念碑を建立する計画を立てた。「平城宮址建碑計画趣意書」を作成、棚田・溝邊の略歴も紹介し、賛同者芳名録には爵位のある貴紳、政治家、学者、地方有力者が名を連ねた。寄付金の募集には奈良県があつた。そして、4月には宮内大臣から下賜金300円があることが伝えられた。同年11月20日には棚田らが中心となって平城奠都千二百年記念祭を大極殿土壇上で挙行し、記念碑建設の地鎮祭を行い、将来そこに石造記念碑を建設することを示す「平城宮址記念碑建設地」と記した二本目の標木を建立した。

翌年以降も棚田は上京して名士を歴訪し、紀州徳川家当主の徳川頼倫侯爵らの承諾を得て、大正2年（1913）には東京で奈良大極殿跡保存会が発足した。徳川頼倫は史蹟名勝天然紀念物保存法の制定にも尽力した人物である。この保存会が保存計画を立て、土地の取得および史蹟指定前には拠金や民間の篤志者による保存工事を行うことになる。ところが、この工事は未完のまま、史蹟指定を迎えることとなり、指定後は国が残工事を行うことと

なった。奈良大極殿跡保存会による保存や顕彰の経緯、工事の内容については『奈良大極殿跡保存會事業経過概要 附事業計數報告』²（以下、『事業概要』と呼ぶ）で、内務省による工事内容および発掘調査成果については『史蹟精査報告』³第二 「史蹟名勝調査報告」平城宮跡調査報告（以下、『精査報告』と呼ぶ）でそれぞれ知ることができる。他に詳しい史料には、『平城宮跡関係文書』⁴（以下、『県庁文書』と呼ぶ）があり、webで公開されている。

ところで、令和4年（2022）は大正11年（1922）の平城宮跡の史蹟指定からちょうど百年の年である。これを記念して奈良文化財研究所平城宮跡資料館の春期特別展では「未来につなぐ平城宮跡—保存運動のあけぼの—」と題する展覧会を開催した。前年の春の展示では旧家で見つかった明治34年（1901）および同43年（1910）建立の標木の展示が目玉であったが、コロナ禍で公開展示期間が極めて短くなつたため、令和4年春の展示はこれらの指定前の民間による保存関係資料を中心に、史蹟指定前後の平城宮跡初期の整備や戦後の保存運動、現在の整備・活用状況までの概要を加えて保存の歴史を概説するものとした。

文化庁所蔵の平城宮跡の指定関係文書である『史蹟名勝天然記念物指定』第4冊の1



図1 『史蹟名勝天然記念物指定』第4冊の1

(大正11年10月12日、文部省総務課記録班) (以下、『文化庁文書』と呼ぶ) は史跡指定された大正11年 (1922) 10月12日以前の9年6月頃からはじまり、12年末頃までの史料を中心にしており、12年度に内務省の保存事業の中で、考古学者で文部省属託の上田三平が大極殿院回廊雨落ち溝を検出した報告書の実測図も含まれる。さらに新しい史料は昭和3年 (1928) と7年 (1932) に一条通の北側で奈良県技師岸熊吉が行った、平城宮東大溝の発掘調査遺構実測図を含む。一連の史料は、昭和3年12月の記念物行政の内務省から文部省への移管によって大臣官房地理課から宗教局保存課に移されて、文化庁文化財部記念物課を経て、文化財第二課に伝わったものである。

ここでは文化庁文書から見た史跡指定前後の初期の整備内容を中心に若干の報告をしたい。なお、本文中の文化庁文書に括弧書きで記した番号は筆者がつけた仮の番号である。

II 史蹟指定前の奈良大極殿跡保存会による工事について

奈良大極殿跡保存会について 先にも触れたように、棚田らが中心となって挙行した明治43年 (1910) 11月の平城奠都千二百年記念祭以降、棚田はしばしば上京して塙本の援助により朝堂院保存事業への賛助を名士に願った。その結果、翌年には徳川頼倫侯爵、岡部長職子爵、阪谷芳郎男爵、徳川達孝伯爵、渋沢栄一・岩崎久彌・三井八郎右衛門・大倉喜八郎・古河虎之助各男爵、安田善二郎、若林奈良県知事の11名が発起人となり、奈良大極殿跡保存会を東京で設立することとなった。大正2年 (1913) 2月、会長に徳川頼倫、副会長に阪谷芳郎、幹事に戸川安宅・塙本松治郎 (奈良県技師で後に文部省嘱託。改名して慶尚)、評議員に他の発起人を充て、事務所を会長宅として発足し、奈良大極殿跡保存会趣意書を発表した。趣意書では大極殿跡と内裏跡に記念碑を建て、28基の標石を設置、必要な土地を購入して永遠に保存する計画を示した。程なくして徳川会長は保存会の事業の第一を保存の方途を講ずること、第二を顕彰として、第一と第二を逆転させて従来方針を一変した。大正4年 (1915) 11月には現地を視察し、都跡村では方針転換を聞いて、有志が芝地を無償で保存会に寄贈し、保存会はその代表者である奈良県知事木田川奎彦名義に変更した。大正6年 (1917) 4月、匿名篤志者 (福田海) が保存計画区域内の未購入地を買収し、計画の工事を実施して無償で保存会に寄付するとの申し出があり、保存会はこれを了承し、工事を行うこととなった。

設計 大正元年 (1912) 11月には戸川安宅、国府種徳、塙本慶尚が閑野貞校閑の下で保存工事の設計案を作成していた⁵。その後、奈良県が大正4年1月から2月に遺構の残存状況を実測し、それを基にして奈良県土木課で大正6年4月に保存工事の設計図を閑野の下で完成させた⁶。

工事内容 工事の範囲すなわち公有化の計画範囲は、「平城宮大極殿址平面図」(『県庁文書』) (図2) によると、遺構が土壇または斜面として残存していると考えられ、大正5年⁷に公有化していた黒塗りされたところに加え、区画内側の白い「第一買収地」と記された「龍尾壇ヨリ北方壇上全部、各廻廊、各閨門、各堂缺損不足地」とする主要殿閣想定地のみであった。これを『事業報告』では第一案と呼んでいる。ところが、「熟々考究スルニ」⁸残された斜線部、すなわち朝庭部等で将来的に建物等が現れると景観的側面から保存上問題があると考えて「将来買収ヲ要スベキ土地」を「第二買収地」として追加することとした。これが第二案で、実施案である。

実施案の要点は、残存する土壇はそのままにしてその周囲を野面石で囲み保護を図り、各殿堂に通じる園路、暗渠等を設ける。また、朝堂院の外側に幅8尺、深さ3尺の溝渠を掘り諸所に堰堤を設けて水面を保ち、その外側および鉄道までの間に道路で設けるというものであった。想定する区画に基づき、それを明示するために盛土するならともかく掘削をするという、現在の常識から見ると遺跡の破壊を伴うものであった。

工事体制 『県庁文書』によると、大正7年(1918)12月3日付けで奈良県嘱託今井文英が知事名で次のように工事監督者が決定したことを徳川会長宛に伝える文書を起案している。

委員長 内務部長 岩田 衛
 委員 技師 小阪拓次郎
 委員 技師 阪谷良之進
 委員 生駒郡長 河田 正通
 委員 嘱託 今井 文英

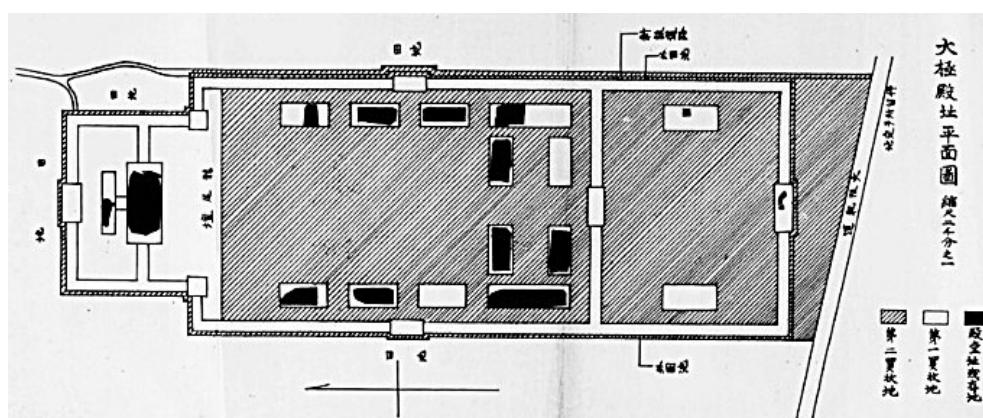


図2 大極殿址平面図 買収地

なお、大正 8 年 1 月 17 日には加藤光登が小阪の後任になることも伝えたようである。一方、『事業報告』⁹は完工時の構成員を示すもののように監督には内務部の加藤光登、今井文英、河田正通を充てていた。工事は匿名篤志者の資金を用いて行うものであるが、工事監督委員長に奈良県内務部長を充てるなど、県や地元生駒郡の監督下に置かれたものであった。

工事での問題 匿名篤志者は大正 7 年 12 月～8 年 2 月には工事に向けた土地買収¹⁰を行い、大正 8 年 9 月から 9 年 12 月に工事を行った。なお、『文化庁文書』(6928) では工事発注を、大正 8 年 10 月、三万余円としている。奈良大極殿址保存会は大極殿と朝堂院・朝集殿院跡を取り囲む石積みの堀を巡らし、区画を明示する保存工事を開始した。

大正 9 年 5 月 5 日付けで奈良県知事から奈良大極殿保存会会長徳川頼倫宛ての「平城宮址保存指定ニ関シ同宮址保存會長ニ照会案」が奈良県内務部で起案されている。

平城宮址保存工事ハ當廳吏員監督ノ下ニ目下外圍池及新設道路ノ過半ヲ竣工スルニ到リ申候処、本月式日黒板博士並柴田内務省嘱託ノ両名來縣、該工事視察ノ上現工事ノ保存区劃内ニテハ充分ノ保存ヲ遂ケラレス、且ツ史蹟ヲ破壊スルノ虞アレハ更ニ其ノ周囲ヲ擴大シタル区域ヲ併セ、史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ至急内務大臣ヨリ指定シ置キ徐ニ研究調査ノ上確實ナル保存法ヲ講シ度云々ノ意図ナルカ如ク見受ケラレ候ニ付テハ、該宮址ノ往時大規模ニ亘リ居リタルコトハ関野博士ノ説ニ於テ明瞭ニ有之候間可成其ノ全部ヲ包容シタル保存法ヲ講スルハ至当ニ有之候得共、斯クテハ資金其他ノ点ニ於テ到底不可能ノコトニシテ閣下ノ一方ナラサル御高慮ト関野博士ノ熱心トニ依リ漸ク現計画ノ保存ヲ見ルコトト相成候次第二候間、更ニ周囲ノ地域ヲ擴大指定セラルルコトハ大ニ歓迎スヘキコトニ御座候得共、万一是レカ爲メ現計画ヲ中止スルカ如キコトニ相成候得ハ、折角篤志者ニ依リ保存ノ實ヲ完了セントスル目的ニ大頓挫ヲ來スノミナラス、今日迄莫大ノ資金ヲ授投シ熱心工事ヲ進メツ、アル篤志者並ニ多年現保存計画ニ尽瘁セラレタル殊ニ不在中ノ関野博士ニ對シ誠ニ氣ノ毒ノ感ニ堪ヘサルト共ニ両氏外一般寄附者ニ對スル本縣ハ窮地ニ陥リ候事ト憂慮仕居候ニ付テハ、御用繁中寔ニ恐縮ノ次第二御座候得共前置事情御含ノ上現ニ遂行中ノ計画ニ支障ヲ來タサル範囲ニ於テ御指定相成候様此際内務大臣ニ御肝入願上度、不取敢事情御通知旁此段御依頼申上候

内務省の担当官で史蹟名勝天然紀念物調査委員の黒板勝美らは工事の途中の 5 月 2 日、現地を訪れた時、現在の保存工事では保存が遂げられず、朝堂院の範囲だけでなく既に土地取得を進めた範囲まで含めて史蹟指定し保存することを示唆したようである。これに対

して奈良県は、民間の費用負担でやっている事業であり、保存区域を拡大するにしてもそのために現計画を中止することは事業を進めてきた篤志者や関野、一般寄付者に対して立場を失いかねないことを憂慮し、保存区域の拡大はともかく工事の中止は阻止したいと考えたのであった。これについては以前に紹介したことがある¹¹。

このことに関する『文化庁文書』(6917-6918)では、内務省地理課長は大正9年5月15日に奈良県知事に照会し、6月21日に県からの回答があったが、6月30日付で再度不明の4点を照会、回答を求めている。すなわち、①平城宮址保存会の事業計画、②土地所有者調査表の中での買収した土地の明示、③発注した工事の進捗状況、④発注した工事以外の中止の可能性、である。④では、工事中止への模索が始まっていたことを窺わせる。

日付の記載がなく時期を確定できないが、宮跡の現状について「工事進捗中ニ属ス」と記した、8年6月以降と思われる奈良県野紙に書かれた奈良県作成の平城宮址史跡指定案草稿(6926-6929)の中の「保存の要件」という項目では、(一 略)二 設計通りの工事(第二案)を認めて指定することを求める、三 指定に伴い現状変更を認めず、請負契約当事者間に不利益があれば既成の工事費は国庫から出すよう求める、(四 略)五 上記を認めないなら予め内示してもらい調整を強く求めるという内容がある。指定前での奈良県の強気な態度が認められ、結局工事は中止されることなく、新しい法律の適用には国側も苦労があったことが偲ばれる。

『事業報告』¹²によると、保存会による竣工部分は外堀の道路、溝渠、石垣、堰堤暗渠等で35,116円80銭であった。また、「保存法発布せられし時、内務省より該保存工事の将来に関し、宮跡残存の最近状況を多く毀損せざることを以て、保存工事の第一義たらしめたしとの意味にて、注意するところあり、幾くもなくして、宮跡顕彰保存の主唱者たる棚田氏の物故したるなどの事ありし為め、匿名篤志者の第二次工事は、暫時講究すること、なり、一時は殆ど中止の状態を呈せしり。」とも記され、保存工事に破壊的行為があったとの認識がなかったとも思えないような書きぶりをしている。

未完の工種 未完の工種はいくつもあるが、記念碑の設置もその一つである。『事業報告書』¹³では碑石の上に笠石状の二重屋根等を載せた案が三つ示されているが、「奈良大極殿保存工事計画説明書及仕様方法書」(7200)ではこれらとは異なるものが計画されていたことを知ることができる。大極殿跡および内裏跡では同一形とし、大極殿跡ではその中央に設けるとした。基礎を鉄筋コンクリートで固め、12尺四方、厚さ3尺の台石を据え、その上に径8尺八角形、厚さ3尺の台石を載せ、3尺5寸角で長さ12尺の竿石を、上の台石を貫通させ、下部台石に大入れにして建てる。八角形の上面には7尺5寸の溝を設け、那智産玉石を充填する。竿石の上部は5尺四方、厚さ2尺の笠石に大入れし、笠石の上には直径6尺の球を載せるとし(7066)、岡山県笠岡市北木島産の北木石と指定している(7080)。

この球は明治元年（1868）の明治天皇御即位式に用いられた御用地球儀のように地球を表すのか、それとも天下の中心から天の御柱を通して繋がる天球を表すのか、あるいは高御座の蓋の裏中央の鏡を表すのかは明らかではないが、この記念碑全体としては方形台石に八角形の台石を据えて高御座をイメージさせるものであったことは興味深い。

工事以後 『事業報告』¹⁴によると、大正10年（1921）4月、匿名篤志者は朝堂院の土地を寄付したが、工事は辞退するとの申し出をし、奈良県は継続した工事を依頼して協議を重ねていた。棚田嘉十郎が宗教団体である匿名篤志者が平城宮跡に関わったことを苦に自殺したのは同年8月16日である。8月22日、県庁にて知事と篤志者が工事の継続について協議したが篤志者側は引き続いて辞退し、篤志者側の土地については年内に知事名義にした。

翌大正11年4月22日になると、今度は匿名篤志者から奈良大極殿跡保存会に残工事継続の申し出があったが、内務省との協議で工事は内務省がすることとなった。この時点では史跡指定が確実であったためであろう。同年7月3日、堀切内務省大臣官房地理課長から奈良県知事へ史蹟指定に向けた最終調整か、電報で意見を求める（6909）、翌日県も異議なしとしている（6904）。この年の10月12日、平城宮跡は史蹟に指定された。

III 史跡指定後の内務省工事について

残工事と現状の把握 大正11年（1922）6月には地理課から柴田考查員が現地視察に派遣され（6911、6912）、この頃から内務省では奈良大極殿跡保存会による大正8、9年度の工事の未着手部分の把握をはじめている。内務省は翌月には工事計画書や設計書、残工事を明示させた平城宮旧址保存工事設計附属計算書および単価表などを取り寄せて状況の把握に努めたようである（7055-7056）が、現地視察による現状認識は遅れた。すなわち、翌大正12年（1923）4月30日には内務嘱託佐々木安五郎が平城宮跡の現状調査を終えて以下の復命書を内務大臣水野鍊太郎に提出している（7050）。

史蹟平城宮跡地域内大極殿跡ノ現面積ハ貳萬九千四百八拾九坪ニシテ奈良大極殿跡保存會代表者木田川奎彦氏ノ所有ニ係ル大正八年以来同保存會ノ計画書ニ由ル保存施設工事半ニシテ大正拾壹年十月史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ史蹟平城宮跡ト指定セラレタリ爾來現状ノ儘今日ニ及ヒタルカ地域内全部ニ涉リ荆棘雜草ノ叢生ニ任せ荒漠タル原野ノ觀ヲ呈セリ從来大部分米作地タリシ關係上縱横ニ畦畔尚残存シ加フルニ溝渠及道路ノ石垣工事ノタメ掘削土砂放置セラレ諸所ニ不規則ナル隆起部ヲ造リ為メニ雨水停滯シテ池沼ノ如キ場所アリ殊ニ龍尾壇ノ如キハ標木及木柵ハ悉ク腐朽シ倒壊セルアリ又工事用ノ残材散乱ノ儘放任シアリテ現状ノ荒廢實ニ甚シキヲ認ム

要スルニ斯ノ貴重ナル遺蹟ノ保存上速カニ在來計畫セシ必要ナル残工事ヲ完成セシメ左ノ施設ノ緊要ナルヲ認ム而シテ實施ノ際ハ尚詳細ノ實地調査ヲ要スルナリ

記

- 一. 地上ヲ整理シ清潔ニスルコト
- 一. 各殿堂阤及残存セル土壇ノ保存上区區域ヲ劃シテ土留工事ヲ施行スルコト
- 一. 地盤勾配ニ準シ適當ナル排水工事ヲ施スコト
- 一. 歩廊ノ外周ニ外觀上其ノ史蹟トシテ尊嚴ヲ保ツタメ生育丈余ニ止メ松木様ノ常綠樹ヲ植栽スルコト
- 一. 標識、制札等ヲ建設スルコト

備考

保存會ニ於テ實施セシ保存工事ノ竣工セル部分ヲ調査シ別紙ノ通調書ニ明細セリ図面写真等ニヨリ参照セラタシ (終)

元々水田であった平城宮跡を公有化したために雑草が繁茂し、保存のためということで区画を明示する溝を掘り上げたため、その土砂がいたるところで堤のようになり、元々の溝渠を塞いで池のようになり、標木・木柵は腐朽倒壊、工事の残材が散乱している状況であった。工事の後始末が必要であり、さらに風致維持のため歩廊と呼ぶ築地跡の外周に松などの常緑樹の植栽の必要性が認識されたのである。

朝堂院への植栽 大正12年12月11日の佐々木地理課長への報告書では、平城宮跡の工事予算は59,615円で、内訳は土地買収費15,115円、標識注意札境界標地形標6,100円、地均シ排水道路等27,500円、指定地域四周植樹費900円、大極殿阤内張芝費10,000円としている。なお、備考で「史蹟平城宮跡ノ内朝堂院跡へ其ノ尊嚴及風致ヲ保ツタメ松樹ヲ植栽スルコト」とし、植栽費は別途15,000円としている(7007、7009-7010)。29日の奈良県管内の記念物の奈良県管内指定史蹟名勝天然記念物保存施設概算書では平城宮跡は朝堂院植樹代と張芝の14,000円の増額をして88,615円としている。朝堂院への植樹の範囲は12町の内の1/3、4町とし、4株を1本として3,000本、12,000株を植え付け、植え付け費込みで1本5円、計15,000円とした(7015、7017、7021、7023)。

内務省嘱託の佐々木安五郎は大正12年12月25日に関野委員に聞き取りで意見を求め、関野は「朝堂院跡へ植栽ハ極ク少數ノ点植ハ妨ケサルモ為メニ松林ト化スルカ如キハ甚々面白カラサル趣ナリ」(7037)として反対をしている。結局、年度内の「排水、暗渠、道路及溝、植樹、張芝」は間に合わず(7040)、54,947円は繰り越しとなる見込みを報告することになる。最終的には大規模な植樹は回避され、減額されたようである。

この減額費用を用いて技術者一名の雇い入れを奈良県辰巳嘱託から申請をし(7042)、

内務省地理課では佐々木囑託が上司と相談の上、流用を認めている（7045-7047）。

実施した工事について 実施した工事は、前回の残工事と、北方および南方の民有地を買収して拡大した計画区域の地均しおよび北方の県道（一条通り）から保存区域までの里道の改修で、内務省の交付金により奈良県が実施したものである。『文化庁文書』では、ノートを切り取ったかのような「平城宮址保存工事出来形工費一覧表」（7348）に工種ごとの予算額と実施額があるが、実施額の記されてないものが多く、また、既成の比率を出してはいるが訂正線と佐々木印が付される。さらに、竣工写真を撮った位置を示すと思われる位置図（7363）があるが写真は現存しない。工事実施に関わる史料は『文化庁文書』の中には少ないように思われる。

工事の中で上田三平が実施した大極殿周辺の発掘調査により、大極殿の南には平安宮を参考にして想定されていた龍尾壇はなく、南面回廊が発見されたことにより龍尾壇を表す石壇が施工されることになった。一方、当初計画にはなかったが、鉄道の南側も含めた、指定区域の四隅と四辺を明示するイチョウの群植が14ヶ所になされた。大正9年6月21日付けの指定区域図（7392）には群植のため新たに買収した土地が明示されており、四隅は「小森林」と呼び（7336）、8寸角地上6尺の花崗岩標識と注意札を建てている¹⁵。14ヶ所の内、イチョウが現存するのは5ヶ所のみである。

IV むすびに

今回、平城宮跡史跡指定前後の『文化庁文書』の調査から初期の工事の経緯や内容の一端を捉えることができた。しかしながら、史料の中の数割を占める積算書の数量計算書や代価明細等については詳細な分析は行えておらず、他日を期したい。

最後になるが、史料の解読にご助言頂いた吉川聰歴史研究室長に感謝を申し上げたい。

註

1 平城宮跡保存に関する主な資料をあげておく。

奈良国立文化財研究所 1976 『平城宮跡保存の先覚者たち—北浦定政を中心として—』

棚田嘉十郎翁・溝辺文四郎翁顕彰会 1991 『平城宮跡保存の先覚者 棚田嘉十郎の足跡』

奈良文化財研究所 2011 『明治時代平城宮跡保存運動史料集—棚田嘉十郎聞書・溝辺文四郎日記』

奈良文化財研究所 2022 『未来につなぐ平城宮跡—保存運動のあけぼの—』

2 奈良大極殿跡保存会 1923 『奈良大極殿跡保存會事業経過概要 附事業計數報告』

3 内務省編 1926 『史蹟精査報告』第二 史蹟名勝調査報告 平城宮跡調査報告 溝口印刷所

4 『平城宮跡関係文書』 奈良県立図書情報館所蔵

5 前掲2 p.22

- 6 前掲 3 p. 9、13
- 7 前掲 3 p.57では4年12月、保存会へ寄付とする。
- 8 前掲 2 p.36
- 9 前掲 2 p.42
- 10 前掲 3 p. 9、前掲 2 p.41
- 11 挿著 2011『平城宮大極殿院の設計思想』吉川弘文館
- 12 前掲 2 p.42
- 13 前掲 2 p.40-45
- 14 前掲 2 p.43
- 15 前掲 3 p.17

挿図出典

図1：文化庁所蔵

図2：奈良県図書情報館所蔵『平城宮跡関係文書』244909-591